

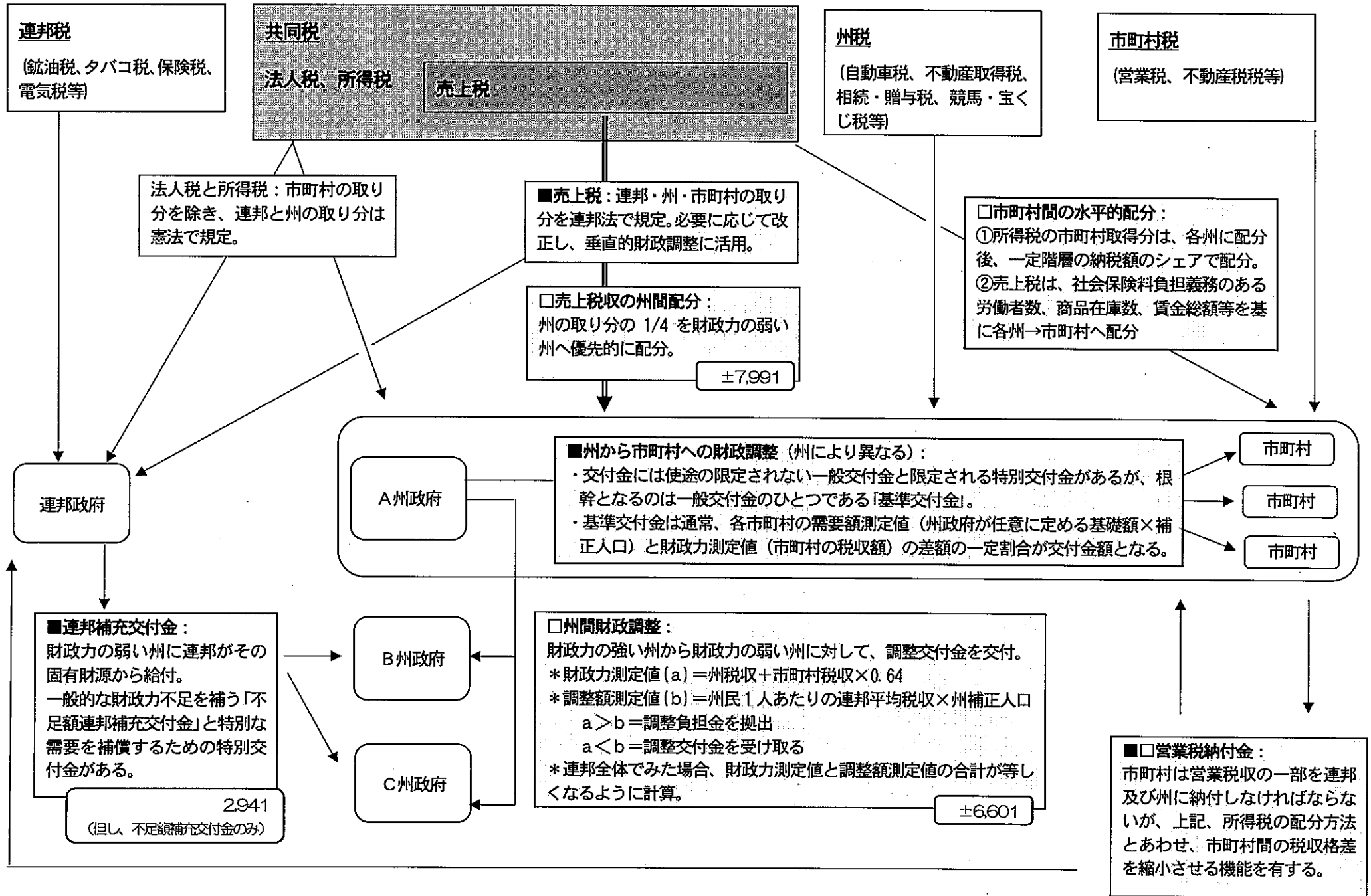
大阪府広域自治制度に関する研究会（第3回）
諸外国の財政調整制度の概要

- 1 ドイツ
- 2 英国
- 3 カナダ
- 4 フランス
- 5 オーストラリア

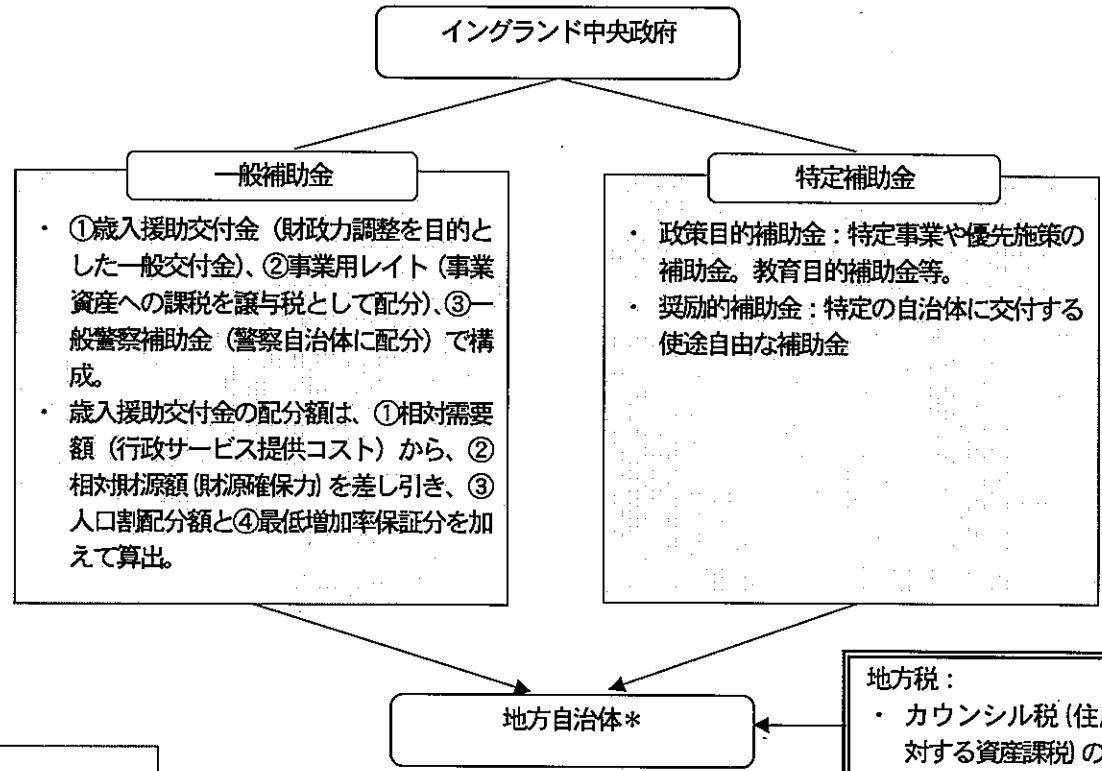
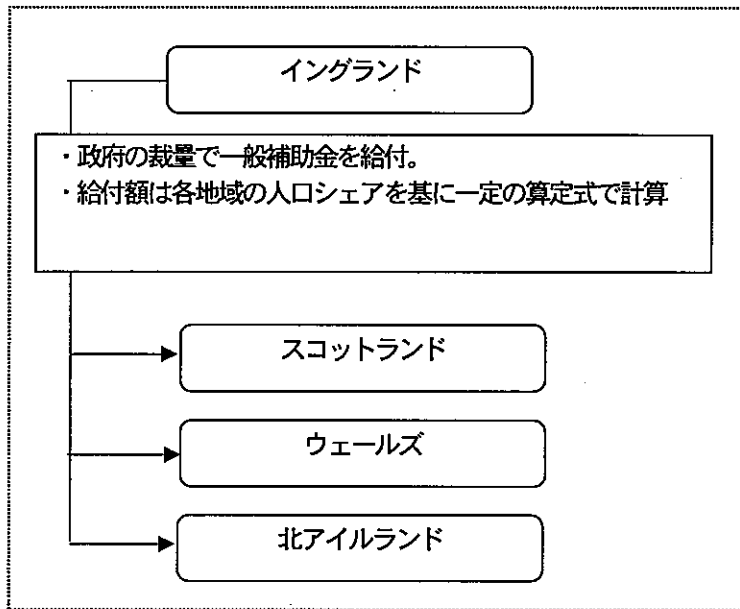
参考文献：

- （財）自治体国際化協会刊行物「ドイツの地方自治」
- （財）自治体国際化協会編，半谷俊彦著「ドイツの財政調整制度の現状について」（2006年）
- （財）自治体国際化協会編，兼村高文著「英国（イングランド）の財政調整制度について」（2007年）
- （財）自治体国際化協会編，青木宗明著「フランスの地方財政調整：財源保障と財政調整」（2007年）
- （財）自治体国際化協会シドニー事務所刊行物「オーストラリアの概況及び地方行政事情」（2006年）
- 財務省 財政制度等審議会「財政制度分科会海外調査報告書」（2007年）

ドイツの財政調整制度の概要 [■ 垂直的調整、□ 水平的調整] (数字は2003年度の推計総額 単位:100万ユーロ)



英国の財政調整制度の概要 [イングランドの例 ■垂直的調整のみ]



地方税：

- ・ カウンシル税 (住居に対する資産課税) のみ
- ・ 自治体の歳入全体に占める割合は 22.3%

*イングランドの地方自治体の構造

	広域自治体	基礎自治体
ロンドン	ロンドン庁	ロンドン区 シティ
大都市圏 (6市)		ディストリクト
地方圏	カウンティ	ディストリクト
	ユニタリー	

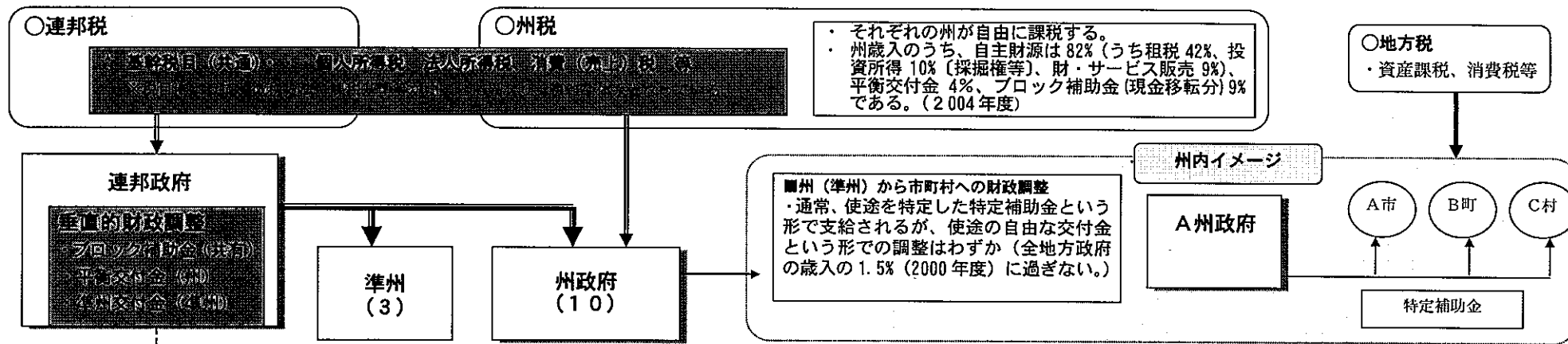
- ・ 1層制への改革が徹底せず、1層制と2層制が混在する状態となっている。
- ・ 広域行政が必要な業務に関しては、サービス毎に警察自治体、消防自治体などの単一目的の広域組織が設立される。

イングランド地方自治体の歳入構成 (経常収支、2006年度予算)

	£mil	%
歳入援助交付金	3,378	3.4
事業用レイト	17,506	17.4
カウンシル税	22,453	22.3
警察補助金	3,963	3.9
特定補助金	58,202	57.9
資本等調整	-4,941	-4.9
計	100,535	100.0

カナダの財政調整制度の概要

- 垂直的財政制度。(一般補助金とブロック補助金。)
- カナダ連邦政府は、州に対しては「平衡交付金」、準州に対しては「準州交付金」により財政調整を実施。歳入均等化型。
- 平衡交付金制度は、人口 1 人当たりの財政需要が地域ごとに異なることを考慮していない。そのため、州政府が合理的にみて同等な水準の公共サービスを供給できるように十分な収入を得ることを保障する」という憲法上の目標を達成するには不十分な状態にある。

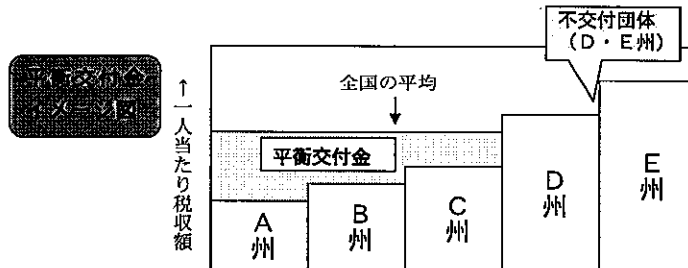


準州交付金

準州のみを対象とし、財政需要も考慮にいたった算定を行う。
 歳入歳出差額補填方式が採用されており、標準需要と標準収入の差額が公布される。

平衡交付金

- 一人当たり財政力(全国平均税率で課税した場合の税収+天然資源収入の50%)を算出し、全州の平均値を下回る州に対して、全国平均値標準財政)との差額に相当する交付金を連邦政府より交付。
- 特定の財政需要を反映する要素は含まれておらず、課税力がある程度調整されているのみである。
- 交付金は上記による配分額の積み上げにより決定。
- ※ 州間の公平性の確保の観点から、平衡交付金受領州の全体の収入額が非受領州のそれを超えないよう、交付金額に上限が設定することとされた。(2007年度)



ブロック補助金

- 社会関連補助金(CST)及び医療関連補助金(HT)
- ① 州支出の実績の全国平均額などを基礎として総保障額を設定し、
- ② 連邦の個人所得税額13.5%分と法人所得税率1%分を減税して、その分だけ州が増税する余地を拡大する「租税移転」(tax transfer)を行い、
- ③ 総保障額から「租税移転」を差し引いた額を「現金移転」(cash transfer)する。
 ・ブロック補助金であるCSTとHTについては課税力の小さい州の方が人口1人当たり「現金移転」は多いので、財政力格差を縮小させる財政調整的な要素を含んでいる。

《カナダの地方自治制度》

- 州 - 市 - 村 (三層制)
- ・州(10)、準州(3)、構造は州によって異なる。州内は単一層自治体と二層自治体がある。また、教育委員会など複数の地方公共団体にまたがった特定目的自治体もある。州より下位レベルの地方政府は全国で4,326存在する(2003年)。しかし、人口の少ない地域は地方公共団体が存在せず、州が直接サービスを行う地域もある。

フランスの財政調整制度の概要 (ほとんどが国による垂直的調整)

国

- 多数の交付金：国の責任等に対応した多数の交付金を個別に設定。また、ひとつの交付金制度が複数の交付金に細分化されたり、ひとつの交付金でも交付対象の地方団体に応じて異なる調整方法が採用されるなど多様な構成になっている。
- 経常勘定への交付金・補助金が大半：フランスの地方財政は経常勘定と資本勘定に区分されるが、経常勘定への交付金・補助金が86%を占める。
- 使途に制限のない一般交付金が大半：使途が限定される「特定補助金」は、経常・資本を合わせて3%弱に過ぎない。
- 交付金総額の6割は、DGF(経常総合交付金)が占める。
 - ≫ DGFは10数個の交付金から構成。
 - ≫ そのほとんどが国の政策による地方歳出の増加、または地方税収の減少を補うことを目的としたものであり、団体間の格差是正機能は1割程度。
 - ≫ 主に交付対象(州、県、市町村)によって区分できるが、そのそれぞれが目的等により細分化され、また異なる配布基準が適用されている。
 - ≫ 国税からの先取り(直入方式)で地方に配分。

コミューン (市町村)

自主財源比率：
60.8%

コミューン連合

公選議会がなく自治体ではないが、課税権あり。
3種類あり、事務組合に変わり急速に普及。

デパルトマン (県)

自主財源比率：
58.6%

レジオン (州)

自主財源比率：
39.5%

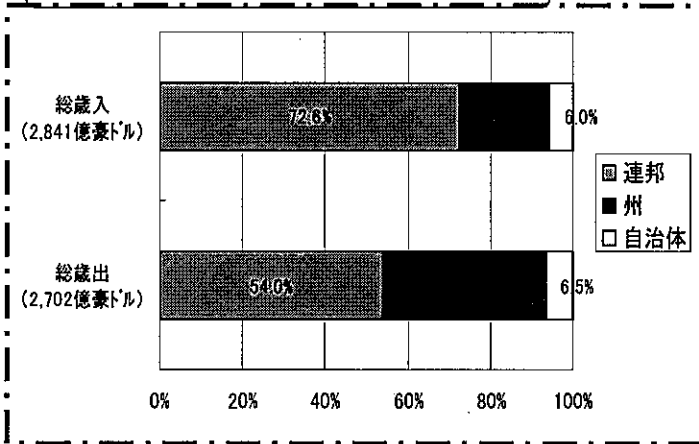
- 地方税は原則として、地方議会の議決した税率に基づき、国税徴収機関が徴収。
- 税収の大半は、州、県、市町村ともに「地方4直接税」〔住居税、既建築地税、未建築地税、職業税(営業税)〕による。また、県では不動産公示・登録税、州では自動車登録税による税収も多く、これらは間接税である。これらの6税はいずれも、法により賦課徴収を義務づけられた「義務税」である。

地方団体間の水平的財政調整制度が例外的に存在。
「職業税平衡県基金」、「イル・ド・フランス州市町村間連
帯基金」

オーストラリアの財政調整制度の概要

- 連邦から州に対して、一般補助金である GST 交付金や特定補助金を用いた垂直的財政調整制度が存在する。
- GST 交付金は需要考慮型であり、連邦税である財・サービス税の全額が原資である。GST は州の財源であるという考えから、連邦政府の予算・決算には GST に関する歳入歳出は含まない。配分は州人口を第一の基準としており、さらにその配分を州の歳出と歳入の両面に関する非政策的な要因で調整している。各州への配分割当は連邦交付金委員会が勧告する。
- 連邦から地方自治体に対して、一般補助金と特定補助金を用いた垂直的財政制度がある。ただし、一般補助金は州に対する特定補助金として交付されており、州を経由して地方自治体に配分される。

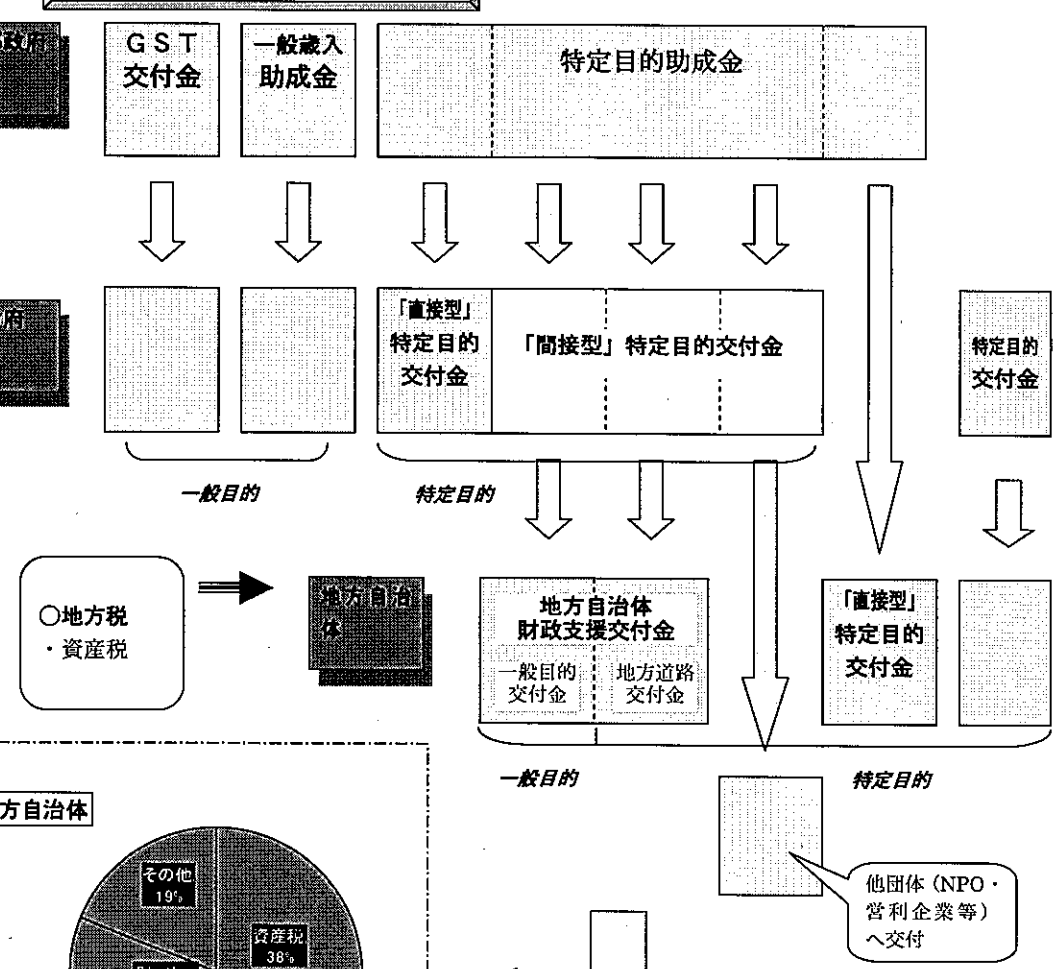
各層政府の歳入・歳出比率 (2002 年度)



- 連邦税
 - ・個人住民税
 - ・法人所得税
 - ・GST
 - ・物品税 (除 GST)

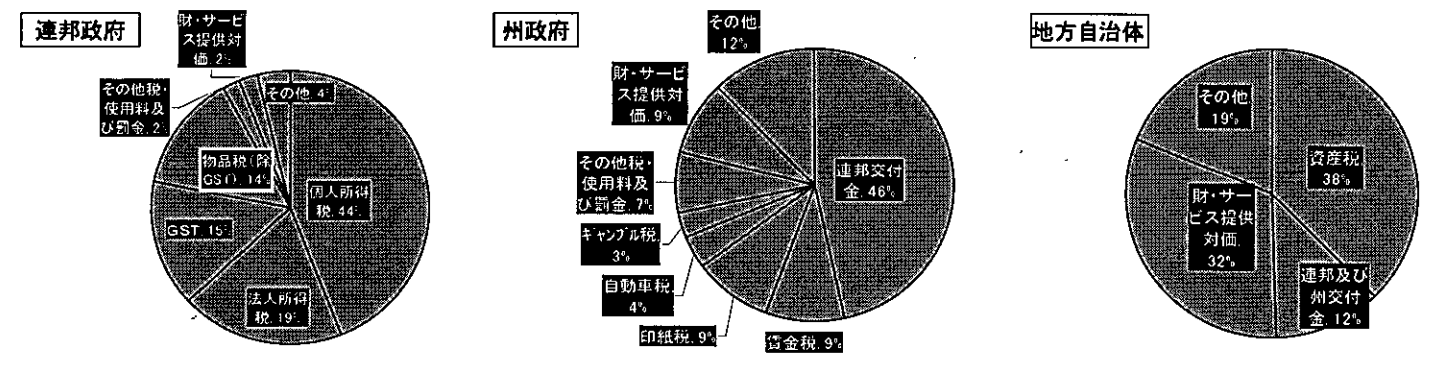
- 州税
 - ・賃金税
 - ・印紙税
 - ・ギャンブル税等

財政調整の(交付金)流れ



- 雇用者数 連邦：約 24 万人、州：約 113 万人、地方：約 16 万人
・保健（公立病院等）及び教育を担当する州職員数の比率高い
- 州政府は連邦政府からの交付金が歳入の 46% を占め、依存度が高い。
- 地方自治体の歳入は資産税が 38% を占める。連邦及び州政府からの交付金は歳入の 12% であり、財源移転の依存度が比較的小さい。

各政府歳入内訳 (2002 年度)



他団体 (NPO・営利企業等) へ交付